

令和元年11月定例教育委員会 会議録

11月定例教育委員会を令和元年11月20日（水）午後1時30分 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 高木浩行 委員 紀藤統一 委員 田中秀佳
委員 奥村康祐 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴

事務局 中村教育部長 小島子ども・子育て監 長瀬学校教育課長
神谷主幹 上原文化スポーツ課長 中村歴史まちづくり課長
間宮子ども未来課長 大藪指導主事

記録者 和泉知子

傍聴者 なし

◆次第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
 - 第42号議案 令和2年度犬山市教職員定期人事異動方針について
 - 第43号議案 令和2年度授業改善犬山プランについて
 - 第44号議案 犬山市母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について
 - 第45号議案 犬山市教育委員会事務局規則の一部改正について
 - 第46号議案 犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について
 - 第47号議案 犬山市立保育園条例施行規則の一部改正について
 - 第48号議案 犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則の一部改正について
 - 第49号議案 犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 令和元年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
 - (3) 給食費の見直しについて
 - (4) いぬやまランニングフェスティバル2020の開催について
 - (5) 二十歳の集い2020について
 - (6) 12月・1月行事予定表について
 - (7) 議会の議決を経るべき事件
 - (8) いじめ防止に向けて

(9) 犬山市子ども・子育て会議委員委嘱について

6 自由討議

7 その他

・教育委員会先進地視察について

8 閉会

◆議事内容

開 会	
教 育 長:	ただ今より11月定例教育委員会を開催します。
教育長報告	
教 育 長:	<p>皆様こんにちは。今日は比較的風が緩やかで、さほど寒さを感じないようでありますけれども、昨日一昨日は北風が強くて、本当に一気に冬がやってきたなあというような思いがいたしました。</p> <p>前回10月24日に、10月の定例教が開催をされましたけど、それ以降、門弟山小学校と犬山西小学校の研究発表会。それから栗栖小学校、東小学校、池野小学校の学校訪問。そして10月26日の南部公民館での給食費の説明会。それから11月16日、市民との教育委員会の情報交換会ということで、また明日、羽黒小学校の学校訪問が予定をされているわけですが、本当に教育委員の皆様方には、お時間を取っていただく機会が多かったなということを思います。そんな10月11月でありました。また明日、ご面倒をかけますがよろしくお願ひします。明日の羽黒小学校で、一応本年度の学校訪問が終了するということになっておりますので、またどうぞよろしくお願ひします。</p> <p>市民との情報交換会では、教育委員会の制度について、或いは、2学期制、給食費の件等で率直な疑問やご意見をいただきました。丁寧な説明を聞いていただければ、ご理解もしていただけるように感じたわけがありますけれども、今後教育委員会も学校も、地域保護者の皆様方に対して、犬山の教育施策について丁寧な説明を根気よく続けていくことが大切だなということをつくづく感じた次第であります。そして何よりも、教育委員の皆様方のご尊顔を、1人でも多くの市民の方、保護者の方にご覧をいただいたということが、貴重な機会ではなかったかなというふうに私は思っているところでございます。</p> <p>本日も多くの付議事件、協議事項がございます。慎重かつ円滑に会を進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。また、前回の定例教の会議録を今から回させていただきますので、ご覧いただいてご署名をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入りたいと思ひます。</p>
第42号議案	
教 育 長:	第42号議案「令和2年度犬山市教職員定期人事異動方針」について、

	事務局お願いします。
大藪主事:	この案を提出いたしますのは、丹葉地方教育事務協議会の令和2年度教職員定期人事異動方針を踏まえて、犬山市教職員定期人事異動方針を定める必要があるからです。1枚めくっていただきますと、令和2年度犬山市教職員定期人事異動方針を表しました。もう1枚めくっていただきますと、10月の丹葉地方定例協議会において出されました、令和2年度教職員定期人事異動方針を、資料としてお付けしております。
教育長:	愛知県教育委員会の人事異動方針に基づいて、丹葉地方教育事務協議会の人事方針が出されて、それを受けて犬山市の教職員定期人事異動方針が作られているわけですが、この辺り非常に関連付けて作成がされておりますので、一番身近なところの犬山市の方針をご覧になられて、お尋ねになりたいこと、或いはご意見等がございましたらお出しただきたいと思います。中身的には、例年と変化がないということです。4番はちょっと矛盾した感じですがね。できる限り市内の移動を中心に考えると。その下の行では、他の市町との人事交流を進めると。どっちなんだという部分がありますけれども、時と場合によっては、市内の異動を優先する場合もあるけれども、また時と場合によっては他市町との人事交流を優先することもあるということです。新任は6年、2校目以降は10年というのが一つの区切りになっております。この辺りも例年と変わりありませんが、これについて特によろしいでしょうか。
田中委員:	内容自体ではなくて、不明な点を確認させていただきたいんですが、他市町で、例えば中学校で特定の科目の先生が足りなかった時には、臨免というのを出す時があると思うのですが、その他市町の場合、来年ある学校で、ある科目の先生が足りなかった時に、一般的には非常勤の先生で賄うというのがまずあって、それでも足りない場合はやむを得ず臨免を出すというような流れなのかなと認識していましたが、別の町の話を知ると、在籍する教員で、まず臨免ができるかどうかということがあって、臨免で賄って、それでも足りない場合は、非常勤を教育委員会が手当するというような自治体がありまして、犬山市や丹葉の場合はどういう対応をしているのか、もし原則があれば、確認までに教えていただきたいです。
神谷主幹:	それがどこの市町かわからないですけども、愛知県全体では臨免はなるべく出さないという方向で進んでいます。少なくとも尾張教育事務所においては、今のような方向で進んでいる市町があるというふうに把握しておりません。ましてや丹葉ではそういうことはありません。
田中委員:	そういう自治体があるとちょっと聞いたので、そういうふうに回っていくものかどうか確認ということでした。ありがとうございます。
教育長:	僕らが若いころは、頻繁に臨免申請が出されていきました。今はほとんどやらない方向で進んでいます。他にどうでしょう。よろしいですか。それでは第42号議案「令和2年度犬山市教職員定期人事異動方針」

	について、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第43号議案の審議に入ります。
教育長:	第43号議案 第43号議案「令和2年度授業改善犬山プラン」について、事務局お願いします。
神谷主幹:	<p>この案を提出いたしますのは、令和2年度授業改善犬山プランの方針を定める必要があるからです。資料をご覧ください。令和2年度授業改善犬山プランです。基本的な考え。1（1）犬山の教育は、自ら学ぶ力を柱と位置付け、人格の完成をめざす。そのため、学級編制や教育課程の編成などについて学校現場に裁量を委ね、豊かな人間性と確かな学力の形成に努めるとともに、教師の資質・能力の向上をめざし学校の活性化を図る。という基本的な考え方に基づいて、進めて参りました。以下、しばらく、今までの経緯が書いてあります。飛ばして3番をご覧ください。令和2年度授業改善犬山プランの具体的内容です。</p> <p>（1）学習集団と生活集団を同一とする学級規模を35人と考えて、これが昨年度は34でしたが、県、国の基準の35以下にしようということで35人にしました。</p> <p>（3）すべての子どもの学びを保障するという観点から、小中学校に特別な支援を必要とする子どもたちの学びを保障するために、特別支援教育支援員を配置しています。これが1名増員される予定です。</p> <p>（4）イ、各学校の要請に応じて、授業づくりのコーディネートをする者がいます。現在2名ですが、来年度これが3名になる予定です。 エ、小中学校や適応指導教室「ゆう・ゆう」というのは、今年度から始めておりますけれども、出張版と言っておりますが、学校に足を運び、学校の担任と「ゆう・ゆう」の指導員の人間関係を作ったり、状況を確認するような場面を作って、より子どもたちにアプローチをしやすくしています。当然、不登校状況に陥る可能性の高い子どもたちへの支援です。併せてスクールソーシャルワーカーを配置する予定で進めております。総合教育会議の折に委員の皆様のご意見を受けて、多くの人件費に関して、取り入れていただけるように進んでいるというふうに、今の段階では確認できております。</p> <p>オ、これは中学校でプリントやテストの印刷などの事務作業の支援を行う人材でしたけれども、ここは難しいと考えております。</p> <p>次ページに具体的な数字をお示ししています。表の右端の学級増対応という列を見ていただきますと、市費常勤という欄がございます。令和2年度の合計は9ですが今年度は6ですので、3人の増となります。更に右端の特別支援教育支援員の欄をご覧ください。先程、1増えると申し上げました。教室支援のところを縦に見ていただきますと合計17と</p>

	<p>ありますので、1人増える予定で作っております。途中に2.4だとか0.6とあるのは、週5日のうちの2日行く学校と3日行く学校、同じ者が兼務して行くということです。学校の状況もこの後どんどん変わってくるものですから、年度改まる場所では少し小数点のところは変わってくる可能性がございます。</p> <p>この表にはございませんが、この間の総合教育会議の時にもお願いをしました身体に障害がある者、一時的な欲求が自分1人でままならない者に対して、介助員を付けておりますけれども、来年度入学してくる子どもの中にそのような者が2人おります。2人増えますので、介助員を2人付けていただける方向で進んでおります。以上です。</p>
教 育 長:	<p>県費の正規加配、非常勤加配というのは、令和2年度は0になっているけど、まだ県の数確定しないから0になっているんですね。大体、市の関係を見ますと、市費の常勤講師がプラス3名、それから特別支援の教室支援がプラス1名ということで、本年度と比べると、合計4名程数的には増えておるわけでありまして、何とかこれについては、本年度並みの予算で行けそうだといいことですね。この表だけに限らず、授業改善犬山プランについて、何かお感じになってみえること、ご意見ご質問おありでしたら、お出しをいただきたいと思っております。</p>
教育長職務 代理者:	<p>今の特別支援等も含めてですけども、一番下の表が、学級数としてはこれマイナス5という捉えでいいですか。それは、今年度と比べてということですよ。それで、その支援の方はプラス1になるというその辺のことと、もう1点、SSWの方は具体的に何名位配置する予定で、どのような動きをするのか、教えていただければありがたいです。</p>
神谷主幹:	<p>それでは、学級数が減っているのに、特別支援教育支援員がなぜ増えるのかということですが、学級数は減っていきますが、学校で受けとめる、課題を抱える子どもの数は増えています。それで、学校からの要望も、合わせて増えてきております。より細かくというよりは、より対象が多くなってきているというふうに捉えた方がいいかもしれません。</p> <p>それから、もう一つのスクールソーシャルワーカーは1人というよりは、授業づくりコーディネーターと兼務をさせる予定でいます。15日間で、雇用いたしますが、10日間は授業づくりコーディネーターとして、5日間をスクールソーシャルワーカーとして。最初の3ヶ月間は、福祉分野での学習を深めていただき、どんな支援が犬山市の中にあるのか、行政の中にあるのかを確認をしていきながら研修を深め、子ども達、家庭に寄り添っていきたく思っています。以上です。</p>
教 育 長:	<p>今の特別支援の関係ですけども、学校現場が少人数の常勤非常勤の次に求めてみえるのが、特別支援の支援員なんです。学級数は減るけれど、子どもの数は増えていっているんで、それに対応するために、プラス1。本当はもっと増やしたいけれど、なかなかそういうわけにもいかず。他に何かございますか。</p>

紀藤委員:	先程から話題になっている特別支援の必要な子が増えているということですが、それだけ細かく見るようになってわかってきたという捉え方が正しいのか、本当に、そういう子ども達が増えてきているということなのか。それがちょっと理解できないので。先生達の目が本当により細かく見るようになって、あの子もこの子もというようにわかってきたのかどうなのかなということですね。
神谷主幹:	以前は紀藤委員が言われたように、見極める力がついてきたから増えてきたということもあると思いますが、現在はそうではないと私は思っています。そういった力、或いはノウハウはもう学校についてきていますので、やはり困難を抱える子が増えてきていると思っています。
教育長職務 代理者:	その子のことを考えると、私達は養護学校で、本当によりきめ細かく指導してもらった方がいいという意識がもともとあるものだから、今はそういう現状ではないのかということのを少し教えてください。
神谷主幹:	まさしく養護学校と言っていた時代は、そのような感覚だったのかもかもしれません。今、特別支援学校と名前が変わって、インクルーシブ教育ということがうたわれ始めて、地元の学校で学ばせたいという保護者のご希望もあって、まず優先されるのはご家庭ご本人の気持ちということになってきています。ですから我々が客観的に見て、この子は特別支援学校の方が力が伸ばせるのではないかと思ったとしても、それよりも何よりも、保護者のご意向を受けて、受け入れているというのが現状です。
教 育 長:	今の特別支援学校ですけれども、社会全体として、こういった障害を持たれた子どもさんの理解が深まってきて、僕らが子どもの頃というのは、障害持ったお子さんは外へあまり出なかった時代がありましたよね。特別支援学校にも行かない。それがだんだんとそういう子達が、特別支援学校に通うようになって、今、特別支援学校は結構いっぱいなんです。だから特別支援学校が、地元の小学校へ出来れば通うようにしてほしいという思いを持っていらっしゃるんですね。それで、今まで特別支援学校にいた子ども達もそのために押し出されて、一般の学校の特別支援学級入るようになった。そうすると逆に、今まで特別支援学級にいた子ども達が通常学級へ押し出される。そういった一連の流れが出来かけてしまっているということ。それから、最終的にはやっぱり市の就学支援委員会でいろいろと判断をしていただくんですけども、保護者がやっぱり、通常の学級でできるだけ社会性を学ぶような環境で子ども達を育てたいということで、本当は特別支援学校、あるいは特別支援学級へ行った方がこの子たちのためにはいいのになあという子たちが、通常学級で席を置くことは多いものですから、そういうこともあって、だんだんと、通常学級の中で特別支援を要する子ども達が増えてきているというのも現実かなと思います。他どうですか。
堀 委 員:	やっぱり、その数の中には数として上がってなくても、今、支援の必要なお子さんが多いなということを感じます。

教 育 長:	<p>ありがとうございます。実際に学校訪問を通して、学校現場をご覧いただくともあまり目立たないですけれども、実はいろいろ聞いてみると実は、特別支援が必要な子なんだよ。犬山の少人数は比較的、そういった子たちも一緒になって学ぶ姿が見られるものですから、どうしてあの子がそうなのかなと思う場面もあるかもしれないというのが現実ですね。</p> <p>では、第43号議案「令和2年度授業改善犬山プラン」について、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第44号議案の審議に入ります。</p>
教 育 長:	<p style="text-align: center;">第44号議案</p> <p>第44号議案「犬山市母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止」について、事務局お願いします。</p>
間宮課長:	<p>この案を提出しますのは、犬山市母子生活支援施設を廃止するため必要があるからです。補足説明させていただきますが、廃止と書いてございますが、公営としての廃止になります。民間移譲を予定しておりますので、文言上は廃止となります。なお設置条例につきましては、12月議会で議決をいただく予定にしております。あと関連日程ですが、明後日、民間移譲を応募してきた事業者が1社ありますので、そのプレゼンテーションを聞いてプロポーザルで申請します。それでよしとなれば、12月議会に追加議案として提出する予定にしています。説明は以上です。</p>
教 育 長:	<p>公営から民営に移行していくということで、これまでの規則を廃止するということではありますが、これについてどうですか。何かご意見ご質問があるようでしたらお願いします。</p>
田中委員:	現状は、社会福祉法人が運営していますか。
間宮課長:	今は公設公営の形のままで、指定管理者に近い状態で、社会福祉法人に運営委託をしております。
田中委員:	民営化されて、補助をしていくようなそういうようなシステムになっていくんですか。
間宮課長:	<p>市から直接補助というのはなくなる予定です。実際の施設運営にしましては、国県の負担金と、それぞれ入所してみえる入所者の方の出身の市、または県の方から負担金が入りますので、それで運営することになります。将来的な施設改修とかの工事請負費については、国県等と法人との所定の負担割合でやっていくことになると思います。</p>
教 育 長:	<p>他どうですか。特によろしいですか。</p> <p>では、第44号議案「犬山市母子生活支援施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止」について、お認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	異議なし。
教 育 長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。

	続いて、第45号議案の審議に入ります。
	第45号議案
教 育 長:	第45号議案「犬山市教育委員会事務局規則の一部改正」について、事務局お願いします。
間宮課長:	この案を提出いたしますのは、母子生活支援施設の民間移譲と犬山幼稚園に関わる事務を子ども未来課へ移管するため必要があるからです。新旧対照表をご覧ください。第3条(1)学校教育課の幼児の部分削除します。(4)子ども未来課のセとタの欄に犬山幼稚園を足します。また、チの欄に私立の幼稚園も含めるということで、改正をさせていただきます。説明は以上です。
教 育 長:	先程のキルシェハイムを民間移譲するということと、犬山幼稚園はこれまで学校教育課でやっていたものを、子ども未来課のほうに移管するという関係で、事務局規則を一部変更しなくてはちょっと不都合が出てくるということでの改正であります。これにつきまして何かご意見ご質問はおありでしょうか。
教育長職務 代理者:	全くこれも時代遅れなこと言っているかもしれません。私の感覚で言うと、犬山幼稚園は元々が文科省で、子ども未来課は厚生省という流れがあつて、分かれているというところですが、それを子ども未来課へ移管するにあたって、何か不都合等は起こり得ることはありえないのかなと少しだけ思いました。そこは十分やってみえると思いますが、いいのかどうかだけちょっと確認です。
間宮課長:	子ども子育て支援制度は、平成27年から始まっております。その中で、公立幼稚園というのは犬山だけではなくて、この近辺ですと小牧にも1園あります。尾張部でいうと、清州にもありますし、半田市については10園以上の公立幼稚園があるようです。その中で、今状況確認をしますと、制度が変わる中で未就園で切り取りをした上で、児童福祉担当部門で一元的に保護者への説明をしていくということをやっている、そういうのも参考にしながら、不都合があれば整理していくという予定にはしております。実際、この10月から幼児教育保育の無償化で幼稚園の授業料も無償化されましたので、その関係についても、子ども未来課で一括して私立幼稚園の窓口をやっていきますので、その点はわかりやすくなるのかなと理解しています。
教 育 長:	これによって、犬山幼稚園はこれまで通り文科省の流れの中で、子ども未来園や認定こども園については厚生労働省の流れの中でという、これについては変わらないわけですね。
間宮課長:	根拠法令とか所管官庁は変わりませんが、一つ足させていただきますと、私立の幼稚園さんは、私学振興資金を私学振興室という県のほうからいただいています、県の教育委員会とか市町村教育委員会との繋がりはほぼない状態で、県から直接財政支援を受けているという現状でした。その点が無償化によって保護者負担の授業料相当分が、市町村から

	出すことになりましたので、その点は繋がりが出てくるのかなど。犬山についてもおかげさまで今、法人が3つ、私設が4園ありますが、これをきっかけに、密に連絡が取れるようになったかなと理解しています。
教育長:	<p>これまでは縦切りだったと。文科省と厚労省と。これが横切りで小学校入学までの子ども達については、子ども未来課で担当して行こうということです。これはそのためにというわけではないですが、子ども未来課が教育委員会の所管に入ったというのは、その一つ前の段階での措置だったと思います。これについてよろしいですか。特にないようです。</p> <p>では、第45号議案「犬山市教育委員会事務局規則の一部改正」について、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員:	異議なし。
教育長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第46号議案の審議に入ります。</p>
	第46号議案
教育長:	第46号議案「犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正」について、事務局お願いします。
間宮課長:	この案を提出いたしますのは、犬山幼稚園に関わる事務を子ども未来課へ移管するため必要があるからです。新旧対照表をご覧ください。犬山幼稚園と幼稚園教諭という言葉を付け加えて、子ども未来課の決裁とします。説明は以上です。
教育長:	<p>今説明があったとおりです。子ども未来園と認定こども園と犬山幼稚園を同じように扱っていくということで、決裁規定を一部変更しなくてはならないということでの案であります。よろしいでしょうか。</p> <p>では、第46号議案「犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正」について、お認めいただけますでしょうか。</p>
各委員:	異議なし。
教育長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第47号議案の審議に入ります。</p>
	第47号議案
教育長:	第47号議案「犬山市立保育園条例施行規則の一部改正」について、事務局お願いします。
間宮課長:	この案を提出しますのは、延長保育料利用許可通知書の一部を改正する必要があるためであります。次ページをご覧ください。改正部分が表になっておりますが、通常保育時間という欄を、保育標準時間と保育短時間で分けさせていただきました。現行の様式につきましては、時間を手書きしておりましたが、これを定型の時間として取り扱うために区分することで、印字が可能になるということで、事務の省略可を図るために様式を改正するものです。説明は以上です。
教育長:	今説明があったとおりであります。これについてご意見ご質問よろしいでしょうか。これまでは保育標準時間と保育短時間では、同じような

	扱いをしていたのを分けてということですね。何かご意見ご質問はございますか。
小倉委員:	1つ前の議案で、保育園を保育所と訂正をして整理をされていると思いますが、47号議案の条例施行規則は保育園条例施行規則となっています。これはこのままなのですか。
間宮課長:	法定の言い方では保育所になります。犬山市の条例規則の中では長年保育園と言っておりますので、その違いがありますが同じものになります。
小倉委員:	犬山市は保育所や保育園がいろいろミックスになっていて、前議案は保育園を保育所と直されたから、全部そうされていく予定なのかなとお聞きしました。
教育長:	この辺りは一度整理する必要があるかもしれませんね。
間宮課長:	ご指摘も十分わかります。児童福祉法では保育所になりますが、今、犬山では子ども未来園という言い方をしております。保育園というのは一般通称名称で、子ども未来園とは同列と考えていただければと思います。ご指摘のように保育所に直そうとすると、条例施行規則ですので条例も一緒に直さないといけなくなります。機会があればやりたいと思いますので、今後検討させていただきます。
教育長:	規則は教育委員会で直せるのですが、条例ですと議会のお認めをいただかなくてははいけません。その下に規則があるものですから。今ご指摘いただいたことを頭に置いていただいて、なるべく言葉が条例に合わせ統一できると一番いいですね。この辺り検討させていただくということによろしいですか。他どうでしょうか。 では、第47号議案「犬山市立保育園条例施行規則の一部改正」について、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第48号議案の審議に入ります。
教育長:	第48号議案
教育長:	第48号議案「犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則の一部改正」について、事務局お願いします。
上原課長:	この案を提出するのは、犬山市立学校照明設備使用料条例の改正に伴い、規則の一部を改正する必要があるからでございます。10ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正のポイントになりますが、第2条の休業日につきましては、学校開放や他の施設の開放の休業日に合わせまして、12月28日から翌年1月3日までということで期間の変更をしております。第3条について、使用という言葉を利用という形に変えさせていただきます。その結果、様式につきましても、使用から利用と変更しております。また、第3条の利用許可の申請ですが、30日前からを属する月の2月前の月の初日からとなっております。こちら

	<p>につきましては、その他、学校開放、特に体育館の開放につきまして、これも2月前の初日からとなっておりますので、期間の方を統一することによって、よりわかりやすくさせていただきました。その他4条以降につきましては、文言の整理等をさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>
教 育 長:	<p>今説明があったとおりであります。条例改正に伴って、規則の一部を改正するということでもあります。これについて、何かご意見ご質問はありますか。</p>
紀藤委員:	<p>これも、統一するといいいのかなと思っているのですが、使用が利用となったら、第4条の括弧書きのところですが、使用料じゃなくて利用料かなと。そういうふうではないですか。</p>
上原課長:	<p>使用料と利用料は若干使い方がございまして、指定管理の方が体育館で運営していますが、その時に利用料という形を使いまして、通常の我々市が直営でやっているものは使用料という形で、文言の統一はさせていただきます。</p>
教 育 長:	<p>これは意図的に使い分けてあるというふうに判断してよろしいですか。</p>
上原課長:	<p>はい。それで結構です。</p>
教 育 長:	<p>何となくしっくりこないかなということも思わないではないのですが、多分言葉の使い方だけですけれども、ちょっと確認していただけるといいかなと。これで間違いなければそれでいいんですけども、内容そのものを、決して否定をされてみえるわけではありませので。その部分を除いて、あとはよろしいですか。言葉の使い方を再検討していただくということで、これでよければいいわけですけれども。中身的にはよろしいでしょうか。</p> <p>では、第48号議案「犬山市立学校照明設備使用料条例施行規則の一部改正」について、条件付きでお認めいただけますでしょうか。</p>
各 委 員:	<p>異議なし。</p>
教 育 長:	<p>異議なしと認めます。この件は承認されました。</p> <p>続いて、第49号議案の審議に入ります。</p>
教 育 長:	<p style="text-align: center;">第49号議案</p> <p>第49号議案「犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱」について、事務局お願いします。</p>
神谷主幹:	<p>犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則第4条の規定に基づき、別紙のとおり委員を委嘱するものです。この協議会は教育委員会の諮問に応じ、犬山市内小中学校におけるいじめ問題全般について協議及び調査を行うための附属機関となっております。委員を次のページの方に委嘱したいと思います。昨年度は9人でしたが今年度は10人になっております。10番のところに入らせていただいております方は、スクールパートナーシップを結びました岐阜聖徳</p>

	学園大学からお越しいただく生徒指導の専門家ということで入っていただくことになりました。以上です。
教育長:	今説明があったとおりであります。もう間近にいじめ問題対策連絡協議会が開催をされますので、このような委員の委嘱をして、会議を開催させていただいてもいいかという案であります。よろしいでしょうか。特にご異論はないようです。 では、第49号議案「犬山市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱」について、お認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
通信及び請願	
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
協議・連絡	
教育長:	協議・連絡に移ります。 では「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
上原課長:	資料が2枚ございますが、先ず事前に送付させていただいた資料をご覧ください。今回は全部で3件ございますが、すべて継続案件です。本日お配りした資料については、学校教育課長から説明させていただきます。
長瀬課長:	机上にあります資料「犬山市教育委員会の後援名義使用を申請した事業報告」ということで、これについてはまだ承認の方はしておりません。教育委員の皆様方にご意見を伺いたく、本日追加でお願いするものです。区分としては新規申請で、犬山市自衛隊協力会さんが、音楽祭を文化会館でやられるというものになります。目的・内容については音楽を通して、自衛隊に対して親しみや興味をいだとということで、以前は春日井の自衛隊春日井駐屯地さんが主催で、この音楽祭を開いていらっしゃいましたが、今回から、この犬山自衛隊協力会さんが主催ということで開催されます。この音楽祭には市内の中学校の吹奏楽部の子達が、毎回出席をしているそうです。今回は東部中学校の吹奏楽部さんが出られるということで、教育委員会が定めた基準によりますと、特に問題はないということになります。同じく、市長部局の方にも、後援申請をされています。市長部局の方については、市長の方に後援申請の決裁を持っていったところ、許可しようということで、許可をされると聞いております。教育部局の方の後援名義の使用について、ご意見を伺いたく提出させていただきましたのでお願いします。
教育長:	前の3点は継続であり、特に問題がないだろうという判断で承認をしたというご報告をさせていただきましたが、この1件については、ちょっと教育委員の皆様方のご意見もご聞きして、教育委員会としての意思

	<p>決定をする必要があるのではないかなということ、あえてこういった申請がありましたということで、ご協議をいたごうということ、出ささせていただきます。市長部局の動きが、今、報告があったとおりでありますけれども、この犬山市自衛隊協力会の第5回音楽祭が、犬山市教育委員会の後援名義使用を申請されましたので、これを許可すべきか、やめるべきかということでもあります、これについて特にご意見があるようでしたら、お聞かせをいただきたいと思ひます。</p>
紀藤委員:	<p>ちょっとわからないので質問よろしいですか。犬山市自衛隊協力会というのは、どういった会なんでしょうか。</p>
長瀬課長:	<p>協力会さんの会則を付けていただいておりますが、本会は、自衛隊の存在意義と任務を正しく理解し、支援の輪を広げるために活動することを目的とするという会です。役員の方については、今、議員になっていらっしゃる大井議員さんが会長です。</p>
教育長:	<p>自衛隊といういろいろな活動をしておりますね。それこそ、ちょっと心配な活動もあれば、災害時に災害派遣ということで、今回の千葉県だとか、或いは千曲川の氾濫で、随分その災害の救助活動にも出ていただいているわけでありませけれども、もっともっと広い意味で、自衛隊の活動理解をしていただくということでは、教育的な意義が全くないわけではないんですが、それを例えば、戦車とか戦闘機だとかということに目が行き過ぎてしまうと心配になるわけでありませけれども、この辺り、皆さんはどう判断をされるのかなあということ、ご意見がお伺いできればということで、ここで議題にさせていただきます。</p>
奥村委員:	<p>第5回となっておりますが、第4回までの他市町での後援とかそういったことはあったんでしょうか。</p>
長瀬課長:	<p>毎年やっているわけではなく、不定期で開催をされていまして、第4回は平成29年2月に文化会館で、同じように陸上自衛隊の守山駐屯地、春日井駐屯地、豊川駐屯地から音楽隊等がきています。併せて県立春日井西高校吹奏楽部さんが演奏をしています。市内の学校の子達は来ていないです。この時の後援名義を取っていらっしゃるの、一宮地区後援会、春日井市商工会議所、自衛隊愛知地方協力本部小牧地域事務所になっています。自治体の後援はないです。</p>
教育長:	<p>今回中学生も出るから、できれば教育委員会の後援をいただくと、子ども達もこれに参加をするのに、気持ちよく参加が出来るかなというように思ひがあるようでありませ。奥村委員は今のご質問をいただいでどうお考へになりますか。</p>
奥村委員:	<p>東部中学校の吹奏楽の子が、自衛隊の吹奏楽部はすごく上手で、こういう機会がなかなかないので、すごくいいということは言っていました。なので、通常の高校との何かというよりは、すごくいい。ほぼプロのような吹奏楽なので、ぜひ、というようなことは聞いていたので、そういった部分での自衛隊の音楽隊というものの実績というんですかね。自衛隊</p>

	という部分ではなく、音楽隊という部分に関してはいい経験なのかなということ、僕はいいかなと思っております。
教育長:	教育という視点からいけば、部活動の関係でね、後援を出してもいいのではないかというような、お考えに近いと判断していいですか。
奥村委員:	最近では航空祭とかでも、一般に幅広く門戸を開いているので、この辺りでは、そういう何か、時期とかそういうのも何もないですので、いいのかなというふうに思っております。
教育長:	反対の側でのご意見を、もしあるようでしたらお聞きしたいのですが。
田中委員:	中学校吹奏楽部、東部中という話ですけど、これはもうすでに、要は、この協力会と東部中吹奏楽部顧問と話がついていてということよろしいですか。ということが先にあるということですね。東部中でもそれは了承しているし、部活動の一環としてやるということまで、もう決まった上でということですね。
長瀬課長:	はい。日時がもう2月1日と決まっているので、お聞きしたところ、東部中の吹奏楽部さんには出席いただけると聞いています。
教育長:	これまでの1回から3回までのところで、市内の4中学校が全部出ている時はなかったですか。
長瀬課長:	ちなみにもう一部は第2回のパンフレットをつけていただいているのですが、第2回は、平成22年11月に文化会館でやっていらっしゃって、その時は4中学校の吹奏楽部、犬中城南中の吹奏楽部、東部中はブラスバンドと書いてありますが、出てみえます。
教育長:	4中学校が全部出た時もあるということですね。もしその時に後援名義があれば、新規ではなく継続で出てくるはずですよ。
紀藤委員:	別に問題を感じてないのですが、私も自衛隊の音楽隊の演奏を聞いたことがあります。こういうチャンスがあれば子ども達に聞かせてあげたいし、もし後援名義ということだったら、犬山市は後援するんですよ。ということは市と犬山市教育委員会の後援なんですか。別に、ここで何かあるわけではなくて、音楽を通して自衛隊というものをどんなものか、要するに音楽で聞いていると自衛隊だと誰も思わないので、そういう部分で理解が深まっていくのではないかと思います。音楽の部分で興味を持って、自衛隊のことを調べる子もあるだろうし。先程の災害に関しての自衛隊活動というのも通して、我々が自衛隊を知ることでもありますので、子ども達にとってはプラスになると思います。
教育長:	戦車に乗ってきたり、戦闘機に乗ってきたりすることはないと思いますが、音楽隊ですので、迷彩服ではなくておそらくそれなりのユニフォームで、皆さんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですよ。よろしいですか。
田中委員:	かつて後援名義を出したかどうかですが、仮に以前、許可してなかったのが今回許可するのであれば、変わるわけですから、判断が必要な

	<p>かなということがまず確認したかったのと、あとは、今回これをどうするかというのは、おそらく、純粋に音楽活動、部活動ということで承認するのであって、他市町でニュースになってるのは、進路指導と進路活動に関わったような、ここからPRして行って就職どうですかという話になるといろいろと問題が出てくると思う。当日、例えばどういう資料が配布されるのかということころは、一応確認はしておく必要があるのかなっていう気はします。</p>
長瀬課長:	<p>さっき私が説明したパンフレットについては、主催が春日井駐屯地さんなので、犬山自衛隊協力会は主催ではないので、後援名義の申請はいただけてないということでご理解をお願いします。</p>
教育長:	<p>もちろん問題になるようなことがあってはいけませんけれども、これはもう純粋に自衛隊の音楽活動で、犬山の子どもの吹奏楽部員たちのレベルアップ、刺激を与えて、もっともっと吹奏楽の力が向上するような機会になればという視点で、教育的な視点でいけば、そこは特に大きな問題はないかなということだと思いますが、よろしいですかね。先程、田中委員がおっしゃったような、いわゆる勧誘活動だとか自衛隊に入ってくださいという、そんなお誘いがあるとはいけませんけれども、一般的には問題になるような活動ではなくて、本当に災害救助だとかいろんな活動を、こんな音楽活動も自衛隊がやっているんだよということ、広い意味で理解をしていただくのは、いい機会なのかなということだと思いますけども。よろしいですか。はい、今いろいろご意見がありましたのでそんなことにも配慮しながら、お認めをしていくということで、結論付けたいと思います。ありがとうございました。では次いきます。</p> <p>「令和元年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定及び不認定」について、事務局をお願いします。</p>
長瀬課長:	<p>それでは、資料No.2をお願いします。今回の認定については申請者の方が4名で、認定者も4名。認定児童生徒数は8名になります。合計については、小学校が227人、中学校が144人で合計371人の児童生徒を認定しています。一覧表の右端には外国籍の方の人数を44人ということで載せさせていただいています。先月、年度途中でどうして就学援助の申請があるのかというご質問がされたことについて、担当に聞いたところ、途中で離婚されて経済的に苦しくなった方がいるとか、病気等のため退職したため収入が減った。それから学校の方で、就学援助を進めるケースもあると聞いています。あとは前住地でも就学援助を受けていた転入者の方があるということです。割合については、ちょっと把握はしていませんので、いろんな理由があるということで、ご承知おきをお願いします。以上です。</p>
教育長:	<p>今説明があったとおりでございます。これについてはよろしいですか。ありがとうございました。次へいきます。</p> <p>「給食費の見直し」について、事務局をお願いします。</p>

長瀬課長:	<p>資料No.3をお願いします。先月の給食説明会の折には出席いただきありがとうございました。それから先週の16日の意見交換会でも給食のことについて、ご意見を保護者の方からいろいろいただきまして、この資料No.3の「給食に関するアンケート結果について」という集計を、10月末に保護者の皆様方に送らせていただいております。問1については学校給食でどれくらい大切かという問いで、概ね事務局の方が予想していたとおりの回答であります。例えば、5番の季節の行事食セレクト給食等楽しみというものも91.2%、それから6番の校内にある給食室で作りたての給食がいいとおっしゃってみえる方も92.3%ということで、概ね9割以上の方が、おのおの設問で特に大切まあ大切ということでお答えをされています。裏面にいっていただいて、給食費を価格の上昇分程度値上げする必要性についてということで、こちらについても、必要がある、どちらかという必要というご回答が合わせて94.3%ということです。いろいろいただいた意見はここに書いてありますが、非常に単独調理場が良くて温かい給食がいいという保護者の方の意見が相当数ありました。これを踏まえまして、今、給食費をどの程度上げましょうということで、担当のほうと協議しています。本当は40円か50円上げたいと思っておりましたが、一応内部で検討の結果、小学校が20円、中学校が30円程度上げれば、栄養価が満たされるのではないかとということで、この金額でいきたいと思っています。来月、校長会とそれから食育推進委員会というものがあります。その中で、同様に意見をいただいた後、来年度の予算に反映したいと思っていますので、よろしく願いをいたします。</p>
教育長:	<p>給食費の説明会の折にも、先回の市民の方との意見交換会の折にも、話題になったんですけど、おおよその方がご理解をいただけているんですが、中には何人かは、これについてはどうだということをおっしゃられる方もみえます。やはりご理解がいただけるように丁寧に丁寧に、根気強く説明を重ねていかなければいけないということを思っております。教育委員会としてはやむなしと、皆さんご判断いただいたということでよろしいですか。</p>
紀藤委員:	<p>今、小学校が20円、中学校が30円上げという数字が出たのですが、これで牛乳は続けられるのですか。</p>
長瀬課長:	<p>はい。続けられると聞いています。牛乳をやめると今度はタンパク質等が満たされなくなるので、その代替食がなかなか見つけるのが大変ということなので、牛乳は続けたいと思っています。</p>
教育長:	<p>これについては、今回の改定までは10数年かかったんですが、今回上げ幅が最小限で留めておこうというところでもありますので、3年ないし5年の辺りで見直していかなければいけない、そんなことがあるということをお含みいただいて、これが10年続けられるわけでは多分ないだろうと思いますので、3年から5年のところで、また給食費については見直しをしていかなければいけないだろうなと思っています。よろ</p>

	しいでしょうか。
教育長職務 代理者：	要望ですが、またこの結果を改めて出されると思うのですが、保護者の誤解といいますか、給食費というのを光熱費とかも含めたものだと思っている方がまだ結構あるように思いますので、食材費の部分だけであるということだけ、前の資料にも多分あったと思うんですけど、改めて踏まえておいてもらえるといいかなという意見です。
長瀬課長：	広報にいつも給食だよりを載せている欄があるんですけど、実はこのアンケート結果の間1の部分を、今度12月15日号に載せる予定です。そこにも加筆を考えておきます。
教育長職務 代理者：	施設費とか修繕費は市の負担であるということは抑えてというふうで。
教 育 長：	食材費を20円30円ですが、きっと光熱費、人件費も上がってくるであろうということが予測されるわけですから、市の負担分も増えてきます。市は何もやらずに保護者だけに負担をしいろうとしているのではないかと、誤解をされてみえるものですから、この辺りも含めて説明しておかなくてはいけないと思います。はい、他どうでしょうか。
小倉委員：	栄養価の目標とするところは、1日分の3分の1を目標としていると思っていたら、そうではなくて高いところに目標値があって、例えばカルシウムは2分の1であったり。前に資料をいただいています、そういうものをもっと訴えたら、給食の栄養価が足りない足りないと言われるのは、本当に足りなくなっている、3分の1より少なくなっているというイメージを持たれているので、そうではなく高いところで目標にしているということを伝えたいなと思いました。
教 育 長：	ありがとうございます。これについてはよろしいですか。では、次へいきます。 「いぬやまランニングフェスティバル2020の開催」について、事務局お願いします。
上原課長：	今年度につきましても、2月の第2週に開催させていただきます。昨年は2,084名の方に申し込みをいただきまして、予想を上回る参加をいただきました。今年度も同様に行いまして、パンフレット右下の方を見ていただくとスポーツくじとなっておりますが、通常TOTOくじと呼ばれる助成事業がありますが、その助成事業に当てはまりまして、歳入的にも後程説明することになりますが、170万ほど助成金をいただいて、今回開催をさせていただきます。またぜひ、ワンコイン100円で走ることができますので、皆様のご参加をよろしく願いいたします。以上で説明を終わります。
教 育 長：	今説明があったとおりです。ちょっと勝手に気になったのですが、主催が犬山市で、犬山市教育委員会というのは、どういう立ち位置なのかなと単純に思ってしまったんですが。
上原課長：	確か昨年と同じような形でご質問があったと思うんですけど、これは

	部局は違うんですけども、あくまでも主催は市でという形を考えておりますので、教育委員会というところについては、犬山市ではございませんが、ちょっとその説明がなかなか難しい部分ではありますが、あくまでも主催は市単独でという形で考えております。例えばハーフマラソンにつきましても、犬山市と陸協、読売新聞という形になっておりますので、主催は市という形で考えて、やらせていただきたいと思っております。
教育長:	これについては犬山市の中に犬山市教育委員会をひっくるめるという考え方でよろしいですか。
上原課長:	広く犬山市と考えていただければ結構かと思っております。
教育長:	他にどうでしょうか。特にないようですので次へいきます。 「二十歳の集い2020」について、事務局お願いします。
上原課長:	今年度につきましても実行委員会を作りまして、テーマは「令和～新しい時代をどう生きるか～」ということで、二十歳の集い2020を実施します。主催は実行委員会となりますので、市としてはそこを支援という形になります。ただ例年と大きく変わって、会場が犬山市文化会館の大ホールになりました。従来は犬山ホテルでしたが、取り壊しにより使用出来なくなったということで、いろいろ候補地を上げ考えた結果、今回は文化会館を使ってやるということに落ち着きました。対象者は833人ですが、8割程度の参加を見込んでいます。今までは飲食を伴っておりましたので、2千円の会費を取っていましたが、それがなくなりましたので、会費千円を予定して取り組んでいるところです。以上で説明は終わります
教育長:	今回については文化会館ということですが、これについて何かご意見ご質問ありますか。ある地区では、紋付袴でお酒を飲んで暴れるところが放映されれば、犬山のように非常に和気あいあいと、これが本当の姿かなというような大人の集いが放映される、対照的な放映のされ方もされるわけですが。また今回、この子達は賞をもらいました。ただ市が主催する成人式ではなくて、子ども達を作る二十歳の集いということになります。これについて何かご意見ご質問ありますか。特にないようですので次へいきます。 「12・1月の行事予定表」について、事務局お願いします。
大藪主事:	資料No.7をご覧ください。12月、1月の予定を出しております。市内小中学校、12月は23日で授業終了ですが、犬中城中東中につきましても、14日に資源回収を行って、その代休を23日に設けますので、3校のみ、20日で授業が終りになっております。授業の開始につきましても、冬休み明けて1月7日からということになります。
教育長:	今、説明があったとおりであります。何かご意見ご質問があるようでしたらお願いします。特にないようですので、次へいきます。 「議会の議決を経るべき事件」ということで、事務局お願いします。
	<非公開>

教育長:	続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見、説明があった。 ・被害者だけでなく、加害者の子もスクールカウンセラーに見ていただく必要があるのではないか。 ・返って加害者を追い詰めてしまってもいけないので、様子を見ながら、場合によってカウンセリングが必要であれば受けさせるよう、学校現場に伝える。
教育長:	それでは、次へいきます。 「犬山市子ども・子育て会議委員委嘱」について、事務局お願いします。
間宮課長:	資料No.10をご覧ください。令和元年度子ども・子育て会議委員名簿です。この一覧の5番と20番の方について、それぞれ所属している団体の方の交代がございましたので、子育てサークルの方が若井さん、商工会議所は加藤さん、それぞれに委嘱することになりましたのでご報告させていただきます。男女比率については変わりありません。説明は以上です。
教育長:	これについてよろしいでしょうか。2名の方が交代になられたということでありまして、女性比率は70%です。これについてはよろしいですか。はい、ありがとうございます。では次へいきます。 次第にはございませんが、子ども未来課から、追加がありますのでお願いします。
間宮課長:	2点ございます。1つはカラー刷りの「いぬやま子育てシェア博覧会」というものです。これにつきましては12月15日日曜日、10時から15時まで、市役所1階2階のオープンスペースで開催いたします。将来に渡って、子育て中のお母様方の社会復帰等を応援する目的で、昨年度から総務省の地方創生の補助金を得て行っている事業の2年目に当たります。今年度初めて、トークセッションをやったり、物の交換をやったりという内容でシェア博を開催することになりました。因みに堀委員がコーディネーターということで入っていただいています。補足があればお願いします。
堀委員:	この間の市民の方との意見交換会にも、服や教科書を何とかする、シェアするとかいろいろ出てきたので、そういうことも含めてシェアという考え方もいっぱい出ていますので、皆さん、ぜひご参加よろしくお願いします。
教育長:	ご都合がつけばお願いします。
間宮課長:	もう1点、子ども未来園施設整備10ヵ年計画です。これにつきましては、10月11日に開催されました総合教育会議の折にも、一覧表を示させていただきましたが、この計画に至るまでの課題の抽出とかその整備、どういう検討をしてきたかということを前段に入れた上で、A3

	<p>のサイズにしてございます。これについて、教育長、市長等の内容確認が終わりましたので、これが現時点での最終系になります。10カ年と切っておりますのは、実際、市の公共施設のことについて1ページの下段に書いてありますが、令和3年4月までに個別の施設計画を作らなくてはならないことになっておりますので、その関連もあって、向こう10年間にやれること、やるべきことということで整備したものがこの子ども未来園の施設整備10カ年計画になります。説明は以上です</p>
教育長:	<p>今2点、子ども未来課からお話がありましたけど、だいたい今まで耳にされたことですが、特に子ども未来園関係ですけども、今後、橋爪、五郎丸子ども未来園については統合していく。また、羽黒と羽黒北子ども未来園についても統合し、今までの市民プールの跡地に、新しい羽黒の子ども未来園を建設するという計画で、今後このようなスケジュールで進めていきたいということであります。今の2点についてご意見ご質問があればお伺いしたいと思います。特によろしいですか。初めてお聞きになることではないので、ご理解頂けるとは思いますけど。ありがとうございました。</p>
	<p>自由討議</p>
教育長:	<p>自由討議に移ります。発言はありますか。</p>
	<p>○小中学校の儀式の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校管理規則の中に犬山幼稚園も含まれて、犬山幼稚園が含まれると、未来園の1号認定の子ども達も該当してくることになり、全体をひっくるめて、日程を調整しないといけないということがわかったので、学校教育課、子ども未来課で調整中である。来月、議案として提出をしてご審議いただくことになる。 <p>○インフルエンザの流行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬山市は今のところ、学級閉鎖の報告はない。江南市は学級閉鎖が出ていると聞いているので、注意喚起は図っている。 <p>○来年度の夏休みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常は7月21日から夏休みだが、来年度は20日(月)を休みとすることで18日(土)19日(日)から休みとなる。中小体の関係で学校現場から要望があるので、これについても来月ご議論いただきたい。 <p>○保育料が無償化になったことによる入園の変化について。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体にお子さんが減っているので、幼稚園の入園者数は減っていると聞いている。未来園は入園受付が始まったばかりなので、まだわからない。無償化については、2歳児でも誕生月で満3歳になると、幼稚園に行くと無償化になるという特例がある。そういう制度が定着して皆さん周知になってくると幼稚園に流れていく可能性はある。ただ、幼稚園は夏休みや土曜日の保育がない、保育時間が短いことなどがあるので、保護者の方の必要な保育時間と必要経費を天秤にかけられて決められるのではないかと。明らかに影響が出てくるのは2～3年

	先かと思われる。
	そ の 他
教 育 長:	教育委員会先進地視察について、事務局、お願いします。
事 務 局:	これについては、教育委員会室にて説明いたします。
	閉 会
教 育 長:	これもちまして、11月定例教育委員会を終了（15：25）させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 12月25日（水）13：30 401会議室